

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（本市5例目）【第2報】

令和2年4月8日

本市において、昨日（4月6日）午後8時頃に、市衛生環境試験所の検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、本市では5例目です。

本件について、積極的疫学調査等の概要についてお知らせいたします。

※本日発表の部分は下線のとおり。

【公表の目的】

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があるため、以下のとおり公表させていただきます。

【患者の概要】

1 年代：30代

2 性別：男性

3 居住地：宇都宮市

4 症状、経過

4月 1日（水） 終業後、自家用車で帰宅。平熱であるが、夜間に倦怠感あり。

4月 2日（木） 朝、目の奥に痛み、発熱（37.6度）。

市内の医療機関を受診。抗菌剤、解熱剤処方。

4月 4日（土） 解熱。以後発熱なし。咽頭痛あり。

4月 6日（月） 嗅覚障害の症状があったため、市内の医療機関を再受診。

本人は、自家用車で移動。

市内の医療機関から帰国者・接触者相談センター（保健所）に問い合わせがある。

帰国者・接触者外来を受診。検体を採取。

市衛生環境試験所においてPCR検査を開始。

午後8時頃、PCR検査の結果、陽性が判明する。

4月 7日（火） 入院予定。現在の症状は、咽頭痛、嗅覚障害のみ。

5 行動歴

3月28日（土） 埼玉県の飲食店（接客を伴うものを含む）3件を訪問、ホテルに宿泊。

3月29日（日） 自宅で過ごす。

3月30日～4月1日 通常勤務。職場内全員がマスクを着用。

6 濃厚接触者等

- ・ 4月2日（木）の発症後、出勤はしていない。外出は4月5日（日）に、スーパー、ガソリンスタンドのみ。マスクを着用し、会話はしなかった。

- ・ 市内の医療機関については、適切な感染防御対策を講じており、患者本人もマスクを着用していたことから、濃厚接触者に当たる者はいない。

7 公表の考え方について

- ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
- ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の行動歴等については、注意喚起に資するために必要な範囲で公表することとした。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について（本市6例目）【第2報】

令和2年4月8日

本市において、4月6日午後8時頃に、市衛生環境試験所の検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、本市では6例目です。

本件について、積極的疫学調査等の概要についてお知らせいたします。

※本日発表の部分は下線のとおり。

【公表の目的】

感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があるため、以下のとおり公表させていただきます。

【患者の概要】

1 年代：30代

2 性別：男性

3 居住地：宇都宮市

4 症状、経過

4月 2日（木） 午前2時頃、夜間勤務中、体調の悪さを感じる。
午前5時頃、自転車帰宅。帰宅後38.9度の発熱あり。
帰宅後から3日まで 自宅で過ごす。

4月 4日（土） 市内の医療機関を受診。抗生剤処方。

4月 6日（月） 38度台の発熱が続き、市内の医療機関を再受診。
CT検査にて左肺炎を確認。

帰国者・接触者外来にて検体を採取。

市衛生環境試験所においてPCR検査を開始。

午後8時頃、PCR検査の結果、陽性が判明する。

本人は自家用車で移動。

4月 7日（火） 入院。現在の症状は発熱（38.1度）。

5 行動歴

4月1日の前1週間の外出については、平日は、勤務先と自宅の往復。コンビニエンスストアに立ち寄ることもあったが、マスク等を着用し、会話等はなかった。休日は自宅で過ごした。

6 濃厚接触者等について

- ・ 濃厚接触者は、同居家族2名（両親）。

4月7日（火）のPCR検査の結果、2名の陰性を確認。

- ・ 勤務先での濃厚接触者はいないが、同じ勤務時間帯に勤務していた方など7名を2週間の健康観察を依頼。保健所で毎日確認。
- ・ 市内の医療機関については、適切な感染防御対策を講じていることから、濃厚接触者に当たる者はいない。

7 公表の考え方について

- ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
- ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期の行動歴等については、注意喚起に資するために必要な範囲で公表することとした。